

平成27年2月12日

第4回東京都受動喫煙防止対策検討会

東京都における受動喫煙防止対策についての意見  
～実効的かつ未来を見据えた対策の策定・実施を要望します～

主婦連合会

環境部 田辺 恵子

意見

1. 大前提として、「タバコの規制に関する世界保健機関枠組条約」第8条およびそのガイドラインに基づいた施策の策定を求めます。
2. 受動喫煙防止の条例化を求めます
  - ・最終的に目指すべき状態は、「枠組条約」第8条およびそのガイドラインに基づき、すべての屋内の職場とすべての公衆の集まる場所の禁煙であることを明確にしてください。
  - ・施策を徹底し、目標を実現するため、条例化が必要です。
  - ・実現可能性を現時点の社会状況だけで判断することなく、段階的实施（当初は施設区分によるルール緩和を導入するなど）も視野にいれつつ、最終的目標達成までの工程のデザインをしてください。
3. 実効性担保のためのルール設定をしてください。
  - ・施策の実効性を担保するためのルール設定（罰則等）を求めます。
  - ・基準を定め、検証、評価→是正 を確実に実行できる環境整備が必要です。
4. 過渡的には、飲食店等に関しては、喫煙、分煙、禁煙に分かれることが想定されますが、当初より明確な基準を定めた上で、消費者が選択できる権利を確実に行使できることが重要です。
  - ・上記 3.に述べましたとおり、明確な基準を設定し、店内に入る前にその店の対策状況を、だれにでも理解できるよう表示することで消費者による選択の機会を確実なものとするべきです。（不完全な分煙を認めず、その場合は「喫煙」の店として表示するなど。）
  - ・表示に偽りがなくことの検証のしくみ、偽りがあった場合の措置（罰則等）、および是正の仕組みをつくる必要があります。
5. 上記 2.に述べた目指すべき最終目標については、そもそも喫煙率を低めることによって、その実現のためのハードルは低くなっていきます。そのための啓発等の取組みを効果的かつ継続的に実施することが大切です。特に子供に対して、喫煙の害、受動喫煙の害、またWHO「枠組条約」のわかりやすい解説など、効果的な消費者教育を行うことによって、将来の喫煙者を限りなくゼロに近づけることこそ、根本的な問題の解決になるはずで

以上